

まちづくり基本条例

仮称の制定に向けて

第3回

第3回策定検討委員会（十月二日）が開催され、基本条例の具体的な内容についての協議が始まりましたので、その内容についてお知らせします。

今回からは、役場職員で構成する本部会で先に議論し、その意見も参考にさせていただき検討委員会で協議をしています。立場の違いからか意見の相違がある箇所もあり活発な議論がされました。

前文から定義まで

前文から定義までは、あまり細かく規定しないで簡潔に記載することとしました。入れる項目は下記の構造のとおりです。

ただ、目的に入れる「最高規範性」については、憲法と法律の関係とは違い、同じ条例の中で最高規範と言えるのかとの議論があり、再度協議することとしました。

第3章 情報の共有

町には既に「情報公開条例」があるが、改めて基本条例に盛り込むか、盛り込むとしたらその項目はどうするか議論しました。

結果、「町民の知る権利（情報の公開）」、「行政の説明責任（情報の提供）」、「個人情報保護」は、町民がまちづくりに参加する上で不可欠なものなので入れることで一致しました。

ただ、「審議会等の公開」については、原則公開なので改めて条例に明文化する必要はないのではとの意見もありましたが、住民参加を促進する上でも明文化することが望ましいとの結論に達しました。

「パブリックコメント」についても意見が分かれたましたが、より開かれた町政を目指すため条例化することとしました。

第4章 参加と協働

項目としては、「町民参加の権利及び保障」、「町民参加の推進」、「協働の推進」、「住民投票」を盛り込むこととしました。

議論となった点は、「参加」とするか「参画」とするかでしたが、より分かり易い言葉を使用する観点からも「参加」とすることとしました。

「協働の推進」については、他町村の例では余り盛り込まれていないのですが、本町は、自律プランでも協働の推進を大きな柱として取り組んできており必要な項目とのことで一致しました。「住民投票」については、投票権の対象年齢等を予め決めないで、住民投票が出来る旨のみ規定することとしました。

今回議論された事項は、次回には条文の形にして整理し再度協議することとしました。

パブリックコメントとは、行政が政策・制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら決定する仕組み。

前文（まちの地勢・歴史 まちのあるべき姿 条例制定の意義 決意・結び）						
第1章 目的（まちづくりの基本原則 町民・町議会・町の責務 最高規範性）						
第2章 定義（まちづくりの定義 町民の定義 町の定義 町長等の定義 参加の定義 協働の定義）						
まちづくりの基本原則						
第3～8章 制度と原則						
<table border="1"> <tr> <td> 第3章 情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> 町民の知る権利 行政の説明責任 個人情報の保護 パブリックコメント </td> <td> 第4章 参加と協働 <ul style="list-style-type: none"> 町民参加の権利及び保障 町民参加の推進 協働の推進 住民投票 </td> <td>第5章 町民</td> <td>第6章 町議会</td> <td>第7章 町長等</td> <td>第8章 町政運営の原則</td> </tr> </table>	第3章 情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> 町民の知る権利 行政の説明責任 個人情報の保護 パブリックコメント 	第4章 参加と協働 <ul style="list-style-type: none"> 町民参加の権利及び保障 町民参加の推進 協働の推進 住民投票 	第5章 町民	第6章 町議会	第7章 町長等	第8章 町政運営の原則
第3章 情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> 町民の知る権利 行政の説明責任 個人情報の保護 パブリックコメント 	第4章 参加と協働 <ul style="list-style-type: none"> 町民参加の権利及び保障 町民参加の推進 協働の推進 住民投票 	第5章 町民	第6章 町議会	第7章 町長等	第8章 町政運営の原則	
第9～13章 幌延町独自の項目（地域の特徴を活かした条項を入れる）						
第14章 最高規範性、見直条項						

の部分が今回議論し決定された項目です。

基本条例の構造